



PICK
UP

知らない!と損する!? お金や税金ニュース

【医療保険】8月以降は保険証が使えない?誤解しやすいポイントを確認!

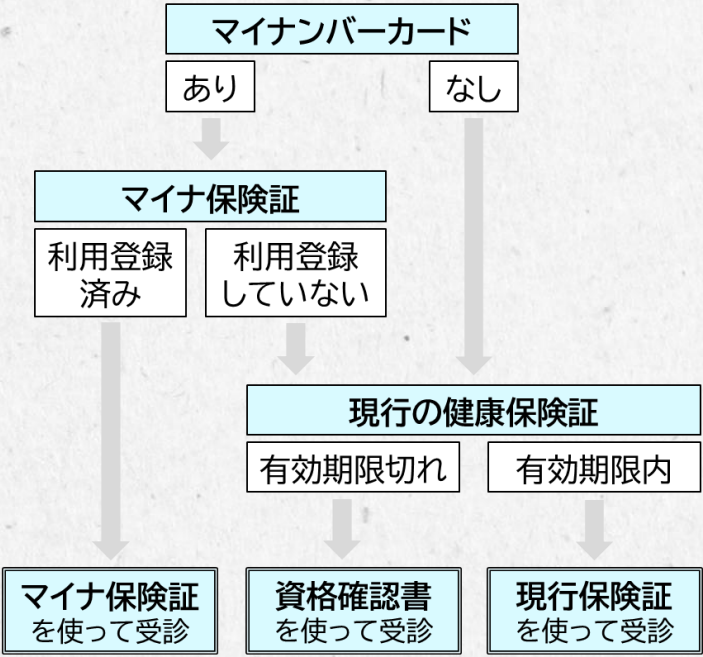
マイナ保険証への移行を促すため、2025年は健康保険証の廃止が順次行われる予定です。自営業者などが加入する国民健康保険や、75歳以上が対象となる後期高齢者医療制度に関しては、今年の7月31日で保険証の有効期限が切れるケースも多いため、8月1日以降の適切な対応方法を確認しましょう。(※会社員の場合には、今年の12月1日までは、引き続き保険証を使用できます。)

8月以降は「マイナ保険証」or「資格確認書」

従来の保険証の有効期限が切れたあとは、原則として「マイナ保険証」または「資格確認書」を持参して医療機関を受診する必要があります。

「資格確認書」とは、マイナ保険証を持っていない場合でも医療機関を受診できるよう、保険証代わりに発行される証明書(カード)のことです。

なお、後期高齢者医療制度では、マイナ保険証の有無にかかわらず、すべての被保険者に対して「資格確認書」が交付されます。国民健康保険の被保険者については、自分自身で申請が必要なケースもあるため、お住いの市区町村へ確認しましょう。



従来の保険証は使えなくなる？

制度改正に伴う混乱を避けるため、2026年3月末までは従来の保険証でも保険診療を受けられるよう、厚生労働省は各医療機関へ要請しています。

したがって、万が一「マイナ保険証」や「資格確認書」を紛失した場合などに備え、少なくとも来年3月末までは、有効期限切れとなった従来の保険証も保管しておくことをおすすめします。

マイナ保険証の普及に向けて、従来の保険証は順次廃止されることとなります。

当面は「資格確認書」で代用可能ですが、こちらもあくまで一時的な措置として位置づけられるため、今後の対応方法について慎重に検討しましょう。

記事作成:  経営革新等支援機関推進協議会

お問い合わせ

佐園達哉税理士事務所

〒675-0017 加古川市野口町良野242番1の3オフィス松風101号室
TEL:079-429-6623 FAX:079-429-6624